明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（届出事項）

第二十二条の十四　指定紛争解決機関は、法第四十三条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第四十三条の十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び抵当証券業者の商号又は名称

二　次項第六号に掲げる場合　指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三　次項第七号に掲げる場合　抵当証券業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該抵当証券業者の商号又は名称

四　次項第八号又は第九号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

2　法第四十三条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二　親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三　親法人が親法人でなくなつたとき。

四　子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六　法第四十三条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七　抵当証券業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八　指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九　加入抵当証券業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3　前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十二条の十五　法第四十三条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第二十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融庁長官は、次の各号に掲げる指定又は認可に関する申請があつた場合には、その申請がその事務所に到達してから当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一　法第四十三条の二第一項の規定による指定に関する申請　二月

二　法第四十三条の七第七項又は法第四十三条の二十三第一項の規定による認可に関する申請　一月

別紙様式第十号の次に次の一様式を加える。

別紙様式第11号（第22条の15関係）

（日本工業規格Ａ４）

業務に関する報告書

年　月　日提出

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　－

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名　　印

目次

1　紛争解決等業務の概要
2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
3　組織に関する事項
4　紛争解決委員及び役職員の増減
5　役員の氏名等
6　他の事業の種類及び内容
7　役員の兼職状況
8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
9　意思決定機関の状況
10　加入抵当証券業者等の状況
11　紛争解決等業務の状況
(1)　苦情処理手続の実施状況
(2)　紛争解決手続の実施状況
(3)　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
(4)　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
13　その他特記事項

（記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。